

2026年3月6日

業者（MR）各位

独立行政法人国立病院機構
高崎総合医療センター院長

医師への面会について

標記について、平成28年10月においてルールを設けたところですが、年数が経過していることもあり、アポ無しや時間ルールを順守されていない業者も散見されます。

つきましては、医師の業務上、並びに病院運営上支障あるため、下記のとおり手続き手順を設けました。各社におかれましては、主旨をご理解の上、手続きの遵守、ルールに則した活動をして下さい。

高崎総合医療センターの運営へ、ご理解ご協力の程お願いいたします。

記

【アポイントが有る場合】

1. 業者（MR）は、来院したら防災センターにて面会シールの交付を受ける。
2. 業者（MR）は、待ち合わせの指定場所で待機する。
3. 業者（MR）は、面会終了後防災センターへ立ち寄り、
面会シールを返却、退出時間を記載の上、すみやかに退出ください。

※必要性が無ければ、午前中のアポイントは避けてください

【アポイントが無い場合】

アポ無し営業は認めていません。アポイントを取得してから、ご来院ください。
また、アポイント面会終了後の院内アポ無し営業も認めていません。

備考

アポイント無しでの営業活動が確認された場合、速やかに退出いただきます。

不定期で巡回を行い、声かけ等を行いますので、ご承知おきください。

患者さんやご家族の迷惑、また、医師の医療活動の妨げとしないようご配慮ください。